

上越市立宝田小学校創立10周年記念事業 実行委員会 規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「上越市立宝田小学校創立10周年記念事業実行委員会」(以下「実行委員会」という。)と称し、事務局を宝田小学校におく。

(目的)

第2条 実行委員会は、宝田小学校PTA会員が協力して、上越市立宝田小学校創立10周年を記念する事業(以下「記念事業」という。)を推進し、宝田小学校の教育活動及び地域振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 記念式典
- (2) 記念祝賀会
- (3) 記念行事
- (4) 記念誌作成

(組織)

第4条 実行委員会は、宝田小学校のPTA役員及び本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会には、次の役員をおき、役員会を構成する。

実行委員長	1人
副実行委員長	5人以内
部長	4人
副部長	4人
幹事	若干名

- 2 会計監査2人をおく。
- 3 役員の任期は、記念事業が終了するまでの間とする。
- 4 欠員が生じた場合には補充する。
- 5 役員は、記念事業準備委員会で選出する。

(役員の任務)

第6条 実行委員長は、会務を統括する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3 部長は、専門部を統括する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその任務を代行する。
- 5 幹事は、会務の運営にあたる。
- 6 監査は、会計の監査を行う。

(顧問)

第7条 実行委員会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、実行委員長の要請に応じ、会の運営に参画する。

3 顧問は、実行委員長が委嘱する。

(専門部と構成)

第8条 実行委員会には、次の専門部を置き、事業の企画運営を行う。

(1) 記念式典部 (PTA校外指導部、担当学校職員)

(2) 記念祝賀会部 (PTA保健厚生部、担当学校職員)

(3) 記念行事部 (PTA学年部、担当学校職員)

(4) 記念誌作成部 (PTA文化部、担当学校職員)

2 専門部は、必要に応じて部長が招集して開催する。

(専門部の役割)

第9条 専門部の役割は、次のとおりとする。

(1) 記念式典部は、記念式典の企画運営にあたる。

(2) 記念祝賀会部は、記念祝賀会の企画運営にあたる。

(3) 記念行事部は、記念行事の企画運営にあたる。

(4) 記念誌作成部は、記念誌の作成及び関係資料の整理にあたる。

(実行委員会)

第10条 実行委員会は、必要に応じて実行委員長が招集して開催し、次の事項を審議し決定する。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 記念事業の計画及び予算

(3) 記念事業の報告及び決算

(4) その他実行委員会の運営に必要な事項

(役員会)

第11条 役員会は、実行委員長が招集して必要により開催し、実行委員会の運営に関して重要な事項を審議する。

(予算及び会計)

第12条 実行委員会の経費は、PTA積立金及び寄付金、交付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、実行委員会の設立の日始まり、実行委員会の解散の日終わる。

附 則

1 この規約は、上越市立宝田小学校創立10周年記念事業実行委員会の設立の日から施行する。

(組織図は省略)